

福岡市認定職業訓練補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市認定職業訓練補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、職業に必要な技能や知識を習得する職業訓練を実施し、もって本市労働者の能力開発及び人材育成の推進を目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「法」という。）第31条に定める職業訓練法人が実施する法第13条に定める認定職業訓練及び認定職業訓練に関する情報提供とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、別表に定める補助率により算出された額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、本補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 営利活動を目的としない団体であること。
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助対象期間)

第7条 補助の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、公募期間中に補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為
- (4) 役員名簿
- (5) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書。ただし、市税の納税義務者の場合

に限る。

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定にもとづく申請書の提出があったときは、当該申請書にかかる書類の審査を行い、補助事業の内容が適正であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）を当該団体に交付するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、申請者に対してその旨を補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(事業終了前の補助金の交付)

第10条 福岡市補助金交付規則第17条第1項ただし書の規定による事業終了前の交付は、団体等から年間の資金計画等の提出を求め、その必要性が認められた場合に限り行うものとする。

(補助事業の変更)

第11条 補助金の交付の決定を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、団体等は、あらかじめ認定職業訓練補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 資金計画に支障が生じ、補助金の交付時期の変更を求める必要が生じたとき
- (2) 補助事業の内容に補助の対象経費に変動が生じる変更を行おうとするとき
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた団体は、事業終了後、すみやかに事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 補助事業の実績及びその成果を証する書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定にもとづく報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第6号）当該補助事業者に通知しなければならない。

(決定の取消)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体が不正に補助金を申請し、また交付を受けていることを知ったときは、補助金の交付決定の一部又は、全部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、取り消した部分にかかる補助金は、期限を定めて返還を命じるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別 表)

事業区分	補助対象経費	補助率又は補助額
職業訓練法人が実施する 認定職業訓練及び認定職 業訓練に関する情報提供 等の業務	旅 費	左に掲げる補助対象経費 の2分の1以内
	消 耗 品 費	
	通 信 費	
	借 上 料	
	印 刷 製 本 費	
	運 搬 費	
	賃 金	

様式第2号

認定職業訓練補助金交付決定通知書

経就第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長
(経済観光文化局 中小企業振興部 就労支援課)

平成 年 月 日付をもって申請のあった職業訓練補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、認定職業訓練補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 認定職業訓練事業
- 2 補助決定金額
- 3 補助金交付予定時期
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをできる期間は、この交付決定通知書受領の日から15日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを順守すること。

様式第3号

経就第 号
平成 年 月 日

認定職業訓練補助金不交付決定通知書

様

福岡市長
(経済観光文化局 中小企業振興部 就労支援課)

平成 年 月 日付をもって申請のあった職業訓練補助金について、要件審査の上、交付しないことになりましたので、認定職業訓練補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

様式第4号

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
団体名
代表者名
印

認定職業訓練補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付, 経就第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について, 認定職業訓練補助金交付要綱第11条の規定に基づき下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金の額
変更前 金 円
変更後 金 円

(2) 添付資料
別紙のとおり
 変更事業計画書
 変更収支計画書

(※添付した書類は, にレ印でチェックすること。)

事業実績報告書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

団体名

代表者名

平成 年 月 日付、経就第 号により補助金の交付決定を受けた事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名

- 2 補助事業の実施期間

- 3 補助事業の実施状況
 - ア 事業収支決算書
 - イ 補助事業の実績及び成果を証する書類等

- 4 補助金の交付決定額と清算額
 - 補助金の交付決定額
(補助金の既交付額)
 - 補助金の清算額

様式第 6 号

経就第 号
平成 年 月 日

事業補助金確定通知書

様

福岡市長
(経済観光文化局 中小企業振興部 就労支援課)

平成 年 月 日付、経就第 号にて交付決定した認定職業訓練補助金については、実績報告書を確認の上、下記のとおり補助金の額を確定したので、認定職業訓練補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 認定職業訓練事業
- 2 補助確定金額 金 円